

平成 30 年 9 月定例議会 議案概要			担当課	子育て健康課	種別	条例															
議案番号	議案第 89 号	議案名	琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について																		
目 的	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成 30 年厚生労働省令第 65 号)」の公布・施行に伴い、所要の改正を行うもの。																				
内 容	<p>1 家庭的保育事業等について</p> <p>平成 27 年にスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、保育園・こども園等の教育・保育施設に加え、家庭的保育事業等を地域型保育事業として給付の対象としました。</p> <p>この地域型保育事業は、0 歳から 2 歳児までの児童を対象に、小規模で保育を行う事業で、待機児童対策と多様な保育需要に応える事業として全国的に実施されています。</p> <table border="1" data-bbox="359 875 1439 1122"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定員等</th> <th>保育実施場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)小規模型保育事業</td> <td>6～19 人</td> <td>保育者の居宅、その他の場所</td> </tr> <tr> <td>(2)家庭的保育事業</td> <td>1～15 人</td> <td>保育者の居宅、その他の場所</td> </tr> <tr> <td>(3)事業所内保育事業</td> <td></td> <td>事業所等</td> </tr> <tr> <td>(4)居宅訪問型保育事業</td> <td>1：1(保育者：児童)</td> <td>保育を必要とする子どもの居宅</td> </tr> </tbody> </table>						区分	定員等	保育実施場所等	(1)小規模型保育事業	6～19 人	保育者の居宅、その他の場所	(2)家庭的保育事業	1～15 人	保育者の居宅、その他の場所	(3)事業所内保育事業		事業所等	(4)居宅訪問型保育事業	1：1(保育者：児童)	保育を必要とする子どもの居宅
	区分	定員等	保育実施場所等																		
(1)小規模型保育事業	6～19 人	保育者の居宅、その他の場所																			
(2)家庭的保育事業	1～15 人	保育者の居宅、その他の場所																			
(3)事業所内保育事業		事業所等																			
(4)居宅訪問型保育事業	1：1(保育者：児童)	保育を必要とする子どもの居宅																			
<p>2 改正内容</p> <p>(1) 代替施設に関する連携施設の確保義務の緩和</p> <p>保育所等以外での同等の事業者(上記施設(1)から(3))を確保することで、連携施設の確保にかえることができる。</p> <p>(2) 家庭的保育事業の調理業務規定の緩和等</p> <p>ア 自園調理規定の適用猶予期間を 5 年から 10 年に延長する。</p> <p>イ 保育所等から調理業務を受託している事業者が調理した食事を外部搬入することを可能とする。</p>																					
補足事項	<p>1 施行予定日</p> <p>公布の日</p> <p>2 町内での事業実施者</p> <p>なし</p>																				